

議事日程(第3号)

平成29年9月15日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(4件)

議案第63号 木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)

議案第65号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第67号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)

2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)

議案第61号 木城町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第62号 木城町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 平成29年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)

議案第66号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第55号 平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成28年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成28年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第68号 教育委員会教育長の任命について

日程第3 議案第69号 教育委員会委員の任命について

日程第4 各常任委員会付託陳情審査結果報告

1) 総務常任委員会付託陳情

陳情第8号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の陳情

陳情第9号 国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の陳情

陳情第10号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書提出の陳情

2) 産業文教常任委員会付託陳情

陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

---

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案（4件）

議案第63号 木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

議案第65号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）

2) 産業文教常任委員会付託議案（4件）

議案第61号 木城町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第62号 木城町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

議案第66号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

3) 決算審査特別委員会付託議案（6件）

議案第55号 平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 平成28年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 平成28年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 平成28年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第68号 教育委員会教育長の任命について

日程第3 議案第69号 教育委員会委員の任命について

日程第4 各常任委員会付託陳情審査結果報告

陳情第8号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の陳情

陳情第9号 国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の陳情

陳情第10号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書提出の陳情

## 2) 産業文教常任委員会付託陳情

陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

追加日程第1 発議第2号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書(案)

追加日程第2 発議第3号 国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書(案)

追加日程第3 発議第4号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書(案)

追加日程第4 発議第5号 全国森林環境税の創設に関する意見書(案)

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

---

## 出席議員(10名)

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 後藤 和実君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 黒木 泰三君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君  
書 記 橋本 正枝君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中村 宏規君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	吉岡 信明君
環境整備課長	押川 道彦君	教育課長	西田 誠司君
税務課長	中井 諒二君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	萩原 一也君	産業振興課長	淵上 達也君
代表監査委員	桑原 正憲君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。今一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は日程に変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1. 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（黒木 泰三） 日程第1、各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行

います。

まず、総務常任委員会付託議案4件、議案第63号木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、議案第65号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第67号平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上、4件について総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 平成29年第5回木城町議会定例会において総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、9月12日、13日の2日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第63号木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、現案可決です。

次に、議案第64号平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第65号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第67号平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案4件、議案第61号木城町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第62号木城町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、議案第66号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上、4件について産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。3番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会に付託されました事案は4件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、9月12日、13日の2日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委

員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第61号木城町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第62号木城町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、現案可決です。

次に、議案第64号平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第66号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、現案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第61号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会付託議案6件、議案第55号平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第56号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号平成28年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号平成28年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上、6件について決算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、神田直人君。2番、神田直人君。

○決算審査特別委員会委員長（神田 直人君） 決算審査特別委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第55号平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。議案第56号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。議案第57号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。議案第58号平成28年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。議案第59号平成28年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。議案第60号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会審査の経過を報告します。

決算審査特別委員会に付託された議案6件について、委員10人により、町長、副町長、教育長及び各担当課長に出席と資料をいただき審査いたしました。

平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算、他の特別会計においても審議し、事業効果の程度や翌年度以降の予算の執行に参考となる情報及び判断の材料を得ることができ、意義ある審査が行われました。執行部の皆様には、ご協力いただきましてまことにありがとうございました。

以上で、報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

ただいま、決算審査特別委員会委員長より、報告のありました議案第55号から議案第60号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第60号に至る6議案の質疑については省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の13議案について議案番号順に従い、討論、採決を行います。  
なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第55号平成28年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号平成28年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号平成28年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第58号平成28年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号平成28年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第60号平成28年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定するものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第61号木城町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は現案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号木城町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は現案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号木城地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成29年度木城町一般会計補正予算（第2号）本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告はともに現案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は現案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は現案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号平成29年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は現案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第68号

○議長（黒木 泰三） 日程第2、議案第68号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案第68号は、人事案件となっています。ここで対象者であります教育長、中竹聖子君の退場を求めます。

[教育長 中竹 聖子君 退場]

○議長（黒木 泰三） 本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより、討論、採決を行います。なお、採決は、起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。1番、眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 私は、議案第68号について反対いたします。

反対理由につきましては、1点目に平成26年に発生した文化財廃棄問題に対しての当時教育長である中竹氏の認識、対応の甘さにより、現在も続く裁判につながったと考えられる。そして、何より裁判が続くことによって、弁護士費用などの費用を何も関係のない町民の血税が現在も使われていることや第三者委員会での結果、行政側に問題があったとの報告があったが、裁判が行われることによって、行政を信じ文化財を預けた当事者たちが非常に苦しい思いをしている。こういった結果になることは、予測できたため、何度か教育長に対して助言をしてまいりましたが、聞き入れてもらえませんでした。

今後も長引くであろう裁判、その間、弁護士費用などに町民の血税が使われることに対して、教育長としての町民への納得いく説明、早期解決に向けての適切な判断などの教育長としての責任を果たせるか心配に思います。

2点目は、今後、全国的に少子化になっていく中で、木城町も小中一貫教育や部活動の存続などのさまざまな問題に積極的に取り組んでいかなければなりません。教育長として、県教育委員会や各種関係団体との連携の強化や率先して現場教育の実態を把握し、木城町にとってのベストな教育のスタイルを確立していかなければならないと思っています。

こういった問題に関連して、一般質問や話し合いの場で教育長に質問、助言してきましたが、理解が余り得られていないと考えます。

これらの理由が、私の反対に関する意見です。

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 私は、議案第68号教育委員会教育長に中竹聖子氏を任命する案件に賛成です。

賛成理由は、文化財等廃棄問題が新聞報道される以前からまた第三者調査委員会の全容、現在調停中である裁判のここまでの経緯、文化財を寄贈、寄託された対象者との直接交渉過程に至る全てを把握されている責任者です。問題解決途中での交代は、さらなる長期化することで、問題が風化しこのまま幕引きとすることだけは許されません。

昨年8月臨時議会で、裁判費用等の公金からの負担を私と眞鍋議員を除く、全議員が賛成されました。賛成理由はただ一つ、問題の早期解決であったではありませんか。引き続き、責任を持って次の任期中に早期解決できるよう、全力で取り組むべきであります。

以上のような考えから、賛成をするものであります。

○議長（黒木 泰三） ほかに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） それでは、討論がありませんので採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

ここで、教育長、中竹聖子君の着席を求めます。

〔教育長 中竹 聖子君 着席〕

○議長（黒木 泰三） ただいま、議案第68号は同意することに決定しましたので、お知らせします。

---

### 日程第3. 議案第69号

○議長（黒木 泰三） 日程第3、議案第69号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

#### 日程第4. 各常任委員会付託陳情審査結果報告

○議長（黒木 泰三） 日程第4、各常任委員会付託陳情審査結果報告。

まず、総務常任委員会付託陳情審査結果報告を行います。

陳情第8号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の陳情、陳情第9号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の陳情、陳情第10号後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書提出の陳情について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。

委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 総務常任委員会に付託され、継続審査となっていた陳情は、今回の審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告を行います。

まず、陳情第8号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書提出の陳情は採択です。本陳情は、介護保険の削減や負担増を中止し、制度の充実と改善を求める意見書の提出を求めるためのものであるからです。

次に、陳情第9号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の陳情は採択です。本陳情は、国民健康保険の財政運営が都道府県に移管することに伴い、国庫負担割合の引き上げを求める意見書の提出を求めるためのものであるからです。

次に、陳情第10号後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書提出の陳情は採択です。本陳情は、後期高齢者医療制度の施行に当たって、激減緩和の観点から行われてきた保険料の軽減措置を継続するよう求める意見書の提出を求めるためのものであるからです。

以上で、総務常任委員会付託陳情の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託陳情審査結果報告を行います。陳情第1号全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、中武良雄君。3番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 陳情審査結果報告を行います。産業文教常任委員

会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

陳情第1号全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情については、採択であります。理由といたしまして、本町におきましては、全体の82%が森林であり、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生につながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。よって、賛同するものであります。

以上で、産業常任委員会付託陳情の審査結果報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 産業文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、陳情第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、陳情第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、陳情第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

次に、陳情第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより討論、採決を行います。

まず、陳情第8号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより、討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。なお、採決は起立によることといたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本件は、委員長の報告のとおり採決することに決定い

たしました。

次に、陳情第9号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより、討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。なお、採決は起立によることといたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第10号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより、討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。なお、採決は起立によることといたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第1号に対する産業文教常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより、討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。なお、採決は起立によることといたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本件は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

午前9時40分休憩

-----  
午前9時42分再開

○議長（黒木 泰三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま堀田廣幸君ほか、3名から発議第2号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書（案）、発議第3号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）、発議第4号後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書（案）、また、中武良雄君ほか、4名から発議第5号全国森林環境税の創設に関する意見書（案）が提出されましたので、これら4件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書（案）、発議第3号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）、発議第4号後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書（案）、発議第5号全国森林環境税の創設に関する意見書（案）、これら4件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

-----  
**追加日程第1. 発議第2号**

○議長（黒木 泰三） 追加日程第1、介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第2号について提出者、6番、堀田廣幸君の趣旨説明を登壇の上、求めます。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） ただいま上程いただきました発議2号について、趣旨説明を行います。

本案は、さきにご採択いただきました陳情に基づき、介護保険制度の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実・改善を求める意見書を関係機関に提出しようとするものでございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（黒木 泰三） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

発議第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号に対する討論を行います。

本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第2号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書（案）は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出することに決定いたしました。

---

### 追加日程第2. 発議第3号

○議長（黒木 泰三） 追加日程第2、国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）を議題といたします。

発議第3号について、提出者、6番、堀田廣幸君の趣旨説明を登壇の上、求めます。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） ただいま上程いただきました発議3号について、趣旨説明を行います。

本案は、さきにご採択いただきました陳情に基づき、国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書を関係機関に提出しようとするものでございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（黒木 泰三） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

発議第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより発議第3号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第3号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出することに決定いたしました。

---

### 追加日程第3．発議第4号

○議長（黒木 泰三） 追加日程第3、意見書の提出、発議第4号後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第4号について、提出者、6番、堀田廣幸君の趣旨説明を登壇の上、求めます。6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） ただいま上程いただきました発議4号について、趣旨説明を行います。

本案は、さきにご採択いただきました陳情に基づき、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書を関係機関に提出しようとするものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（黒木 泰三） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

発議第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより発議第4号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第4号後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書（案）は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提

出することに決定いたしました。

---

#### **追加日程第4. 発議第5号**

○議長（黒木 泰三） 追加日程第5、意見書の提出、発議第5号全国森林環境税の創設に関する意見書（案）を議題といたします。

発議第5号について、提出者、3番、中武良雄君の趣旨説明を登壇の上、求めます。3番、中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） ただいま上程いただきました発議5号について、趣旨説明を行います。

本案は、さきにご採択いただきました陳情に基づき、環境森林税の早期創設については、恒久的・安定的な財源確保により、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や、安定した雇用の場の確保などの取り組みを推進させ、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生にもつながるものでありますので、意見書を関係機関に提出しようとするものでございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（黒木 泰三） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

発議第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより発議第5号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第5号全国森林環境税の創設に関する意見書（案）は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号全国森林環境税の創設に関する意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、全国森林環境税の創設に関する意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に提出することに決定いたしました。

---

#### 日程第5. 議員派遣の件

○議長（黒木 泰三） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、後日変更があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

---

#### 日程第6. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（黒木 泰三） 日程第6、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、堀田廣幸君、6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 総務常任委員会からは、特別に報告することはございません。

○議長（黒木 泰三） 次に、産業文教常任委員長、中武良雄君、3番、中武良雄君。

○産業文教常任委員会委員長（中武 良雄君） 産業文教常任委員会から報告いたします。

県道木城高鍋線高城橋の架け替えに関する要望書について、産業文教常任委員会で協議、決定

し、議員各位の賛同を得た要望書をもって、県ほか関係機関へ要望活動を行います。

これは、木城町議会として高城橋架け替えについての強い意志を明確にあらわし、今後の活動に弾みをつけたいという思いであります。皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 次に、議会運営委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○議会運営委員会委員長（山田 秋吉君） 全議案また意見書等について、皆さん、協議をご協力ありがとうございます。議会運営委員会としては、特別に報告することはありませんが、今回についても議案資料の修正が何回かありました。執行部におかれましては、修正が出ないように努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒木 泰三） 次に、議会広報編集特別委員長、神田直人君。2番、神田直人君。

○議会広報編集特別委員会委員長（神田 直人君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため9月26日から10月11日にかけて計4回の委員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、紙面をつくるにあたり、議会の内容等をわかりやすく、町民の皆様に興味を持っていただけるよう、作成に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（黒木 泰三） 次に、新田原基地対策特別委員長、原博君。8番、原博君。

○新田原基地対策特別委員長（原 博君） 新田原基地対策特別委員会としては、現在、新田原基地自衛隊宮崎地方連絡部、熊本防衛施設基地局、福岡防衛施設支局の表敬訪問を計画しております。

以上、報告終わり。

○議長（黒木 泰三） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

---

## 日程第7. 各委員会の閉会中の調査

○議長（黒木 泰三） 日程第7、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により各常任委員長から所管事務の調査について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会にかかわる事項について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員長から基地対策に関することについて閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---

○議長（黒木 泰三） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る9月8日に開会されて以来、本日までの8日間にわたり慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

これで、平成29年度第5回木城町議会定例会を閉会といたします。

ここで教育長から発言を求められていますので、これを許します。教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 先ほど、私の教育長の任命に際しまして、ご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。改めて身の引き締まる思いでございます。

この4年間、教育行政に携わってまいりまして、成果もありましたけれども、残されている課題も少なくはありません。その課題の中で、一番私が大きな課題だと捉えていますのが、文化財の処分問題が未解決であるということでございます。この問題に関しましては、町民の皆様、そして議員の皆様方には多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりました。それに対して、私、大変責任を感じております。この問題をしっかり解決することが、私のこれからの一番の課題ではないかなと思っております。

また、学校教育、社会教育におきましても、課題も残っております。そして、さらに充実、発展を図るためにも力を注いでまいりたいという気持ちを強く持っております。

これからも議員の皆様のご支援、それからご協力を賜りながら、誠心誠意、教育行政へ取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（黒木 泰三） ここで町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

8日間にわたりました議案の御審議まことにありがとうございました。

今議会に上程をいただきました15議案、原案のとおり全て認定、可決、同意をいただきました。厚くお礼を申し上げたいと思います。

今回肉付けいたしました補正予算であります。これまでの予算と合わせまして、町の振興と住民の福利向上に一層努力してまいります。

また、一般質問、委員会審査及び決算審査におきましては、貴重なご意見、ご指摘、気付き等をたくさんいただいたところであります。

しっかりと受けとめまして、これからの町政運営に生かさせていただきます。

とともに、行財財政運営に当たりましては、改善、工夫、適正をさらに期してまいります。

どうか、議員各位を初め、町民の皆様のご協力とご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

当面いたします諸行事ではありますが、お手元に配付をさせていただきます。

24日日曜日、8時30分から、コミュニティ広場で、木城町環境美化推進大会が開催をされ、その後、参加者全員で小丸川及び堤防敷の清掃等を行いますので、ご参加をよろしくお願いしたいと思います。

運動会関係でございますが、23日土曜日はどんぐり保育園、10月1日日曜日はめばえ保育園、8日日曜日は木城小学校の秋季大運動会となっております。ご出席を賜りまして、園児と児童に激励、応援をしていただければ、思い出に残る運動会になるものと思っております。

なお、強い勢力を保ったまま台風18号が接近しつつあるところであります。17日日曜日開催予定の木城町敬老の日大会につきましては、各公民館に開催自粛のお願いをしているところがございます。

改めまして、9月議会、どうもありがとうございました。

○議長（黒木 泰三） 議員の皆さんは、控え室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時09分閉会

---